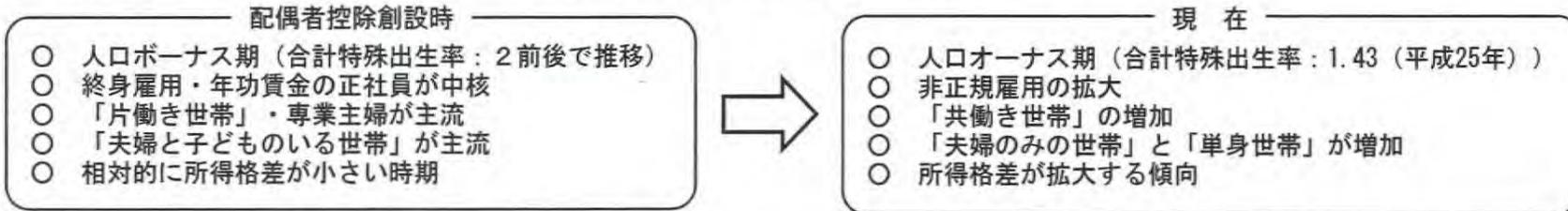


「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理（第一次レポート）」の概要

平成26年11月  
政府税制調査会

1. 配偶者控除創設以来の社会・経済の構造変化と税制上の配慮の見直し

- 所得税においては昭和36年（1961年）に、夫婦は相互扶助の関係にあって一方的に扶養している親族と異なる事情があることなどに鑑み、扶養控除から分離する形で配偶者控除を創設。

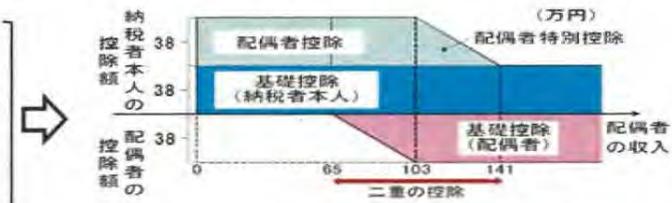


- 若い世代においても非正規雇用の比重が高まり、所得の低い層を中心に、経済的な理由で結婚ができない、結婚しても片働きでは十分な世帯収入が維持できない、子どもを産み育てる余裕がないといった状況。  
⇒「結婚し夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯」に対する配慮の重要性が高まる。

2. 配偶者控除に関する問題点の指摘

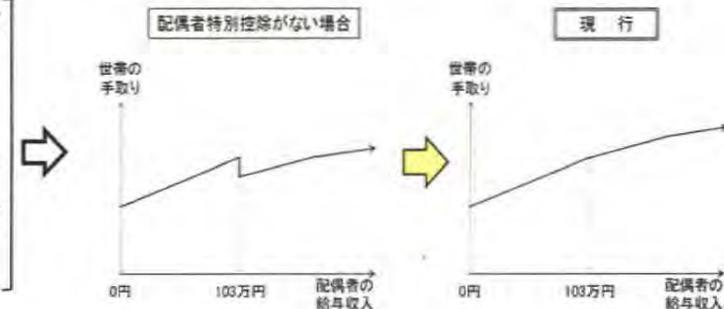
- 現行の配偶者控除については、以下の指摘がなされており、そのあり方についての見直しが必要と考えられる。
  - ・ 共働きが増加している中で、片働きを一方的に優遇するなど、個々人の働くことへの選択を歪めることは適当ではないとの指摘。

- ・ 「パート世帯」においては、配偶者が基礎控除の適用を受けるとともに納税者本人も配偶者控除の適用を受けている（いわゆる「二重の控除」が行われている）ため、「片働き世帯」や「共働き世帯」よりも控除額の合計額が多く、アンバランスが生じているとの指摘。



- ・ 配偶者の収入が103万円を超えると納税者本人が配偶者控除を受けられなくなることが配偶者の就労を抑制する「壁」になっているとの指摘（いわゆる103万円の壁）。

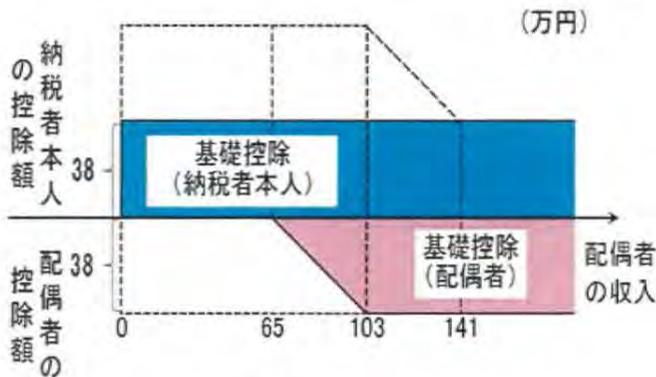
これについては、配偶者特別控除の導入により、配偶者の収入が103万円を超えても世帯の手取りが逆転しない仕組みとなっており、税制上の103万円の壁は解消。他方で、「103万円」が、心理的な壁として作用しているのではないか、また、企業の配偶者手当の支給基準として援用されているとの指摘。



### 3. 働き方の選択に対して中立的な税制の構築にあたっての選択肢と論点

いずれの選択肢についても検討すべき論点が存在しており、また、これら以外の選択肢もあり得ることから、今後、十分な国民的な議論と検討が必要。

#### 選択肢A-1・・・配偶者控除の廃止と子育て支援の拡充

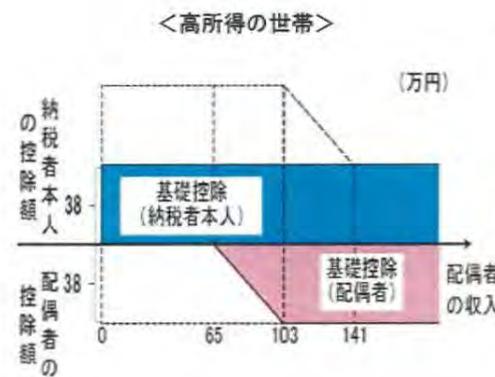
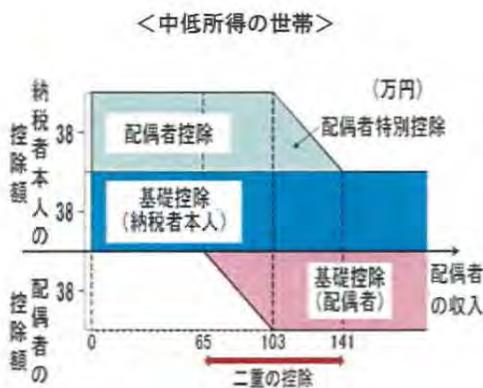


○ 配偶者の収入により納税者本人の控除額が影響を受けない中立的な仕組みとするため、配偶者控除を廃止。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

- ・ 家族の助け合いや家庭における子育てを積極的に評価すべきとの観点から配偶者がいることに対する税制上の配慮を残すべきではないか。
- ・ 「片働き世帯」・「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に「子どものいない低所得の世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

#### 選択肢A-2・・・配偶者控除の適用に所得制限を設けるとともに子育て支援を拡充



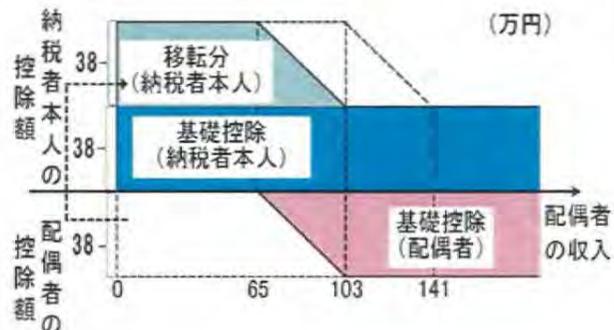
○ 配偶者控除の適用に納税者本人の所得に応じた制限を設ける。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

#### 【主な論点】

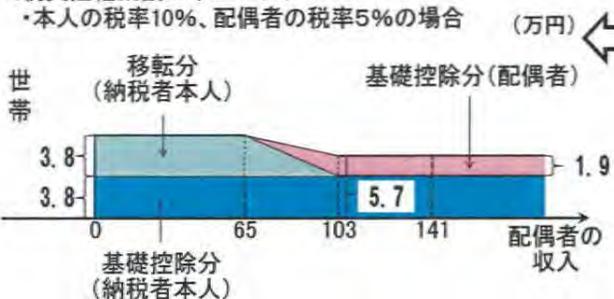
- ・ 中低所得の世帯において、現行の配偶者控除が存続し、引き続き配偶者の働き方によって納税者本人の控除額が影響を受けることとなる。
- ・ 高所得の納税者に対して配偶者控除の適用に所得制限を設ける場合には、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないかと。

選択肢B-1・・・いわゆる移転的基礎控除の導入と子育て支援の拡充

<所得控除額のイメージ>



<税負担軽減額のイメージ>



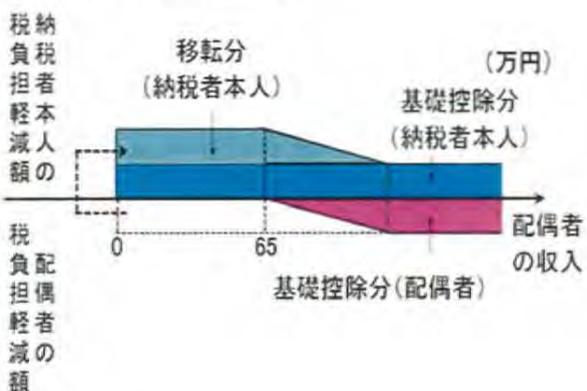
○ いわゆる二重の控除によるアンバランスを解消し、中立的な税制に近づけるため、配偶者控除に代えて、配偶者の所得の計算において控除しきれなかった基礎控除を納税者本人に移転するための仕組み（いわゆる移転的基礎控除）とすることにより、配偶者の収入によらず夫婦2人で受けられる控除の合計額が一定となるようにする。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- ・ 夫婦別産制の下では、世帯単位で税負担を捉える考え方に基づくこの選択肢よりも、むしろ個人単位課税を維持すべきではないか。
- ・ 基礎控除を所得控除制度としたままで移転的基礎控除の仕組みを導入する場合、夫と妻で適用される税率が異なるときには配偶者の就労に対し抑制的な効果が働き中立性が確保されない場合もあることについてどう考えるか。
- ・ 「パート世帯」にとって負担増となり得る。特に子どものいない低所得の「パート世帯」に負担増となることについて所得再分配の観点からどう考えるか。

選択肢B-2・・・いわゆる移転的基礎控除の導入・税額控除化と子育て支援の拡充

<税負担軽減額のイメージ>

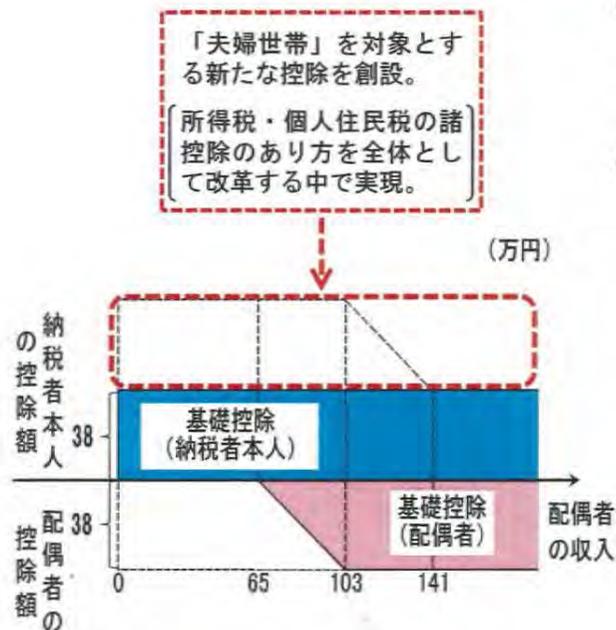


○ 移転的基礎控除の導入とあわせ、基礎控除を税額控除化することにより、配偶者の収入によらず控除により夫婦2人で受けられる税負担軽減額が一定となるようにする。これにより、働き方の選択に対して中立的な税制とするとともに、所得再分配機能の回復を図る。同時に、「子どもを産み育てようとする世帯」に配慮して子育て支援の拡充を行う。

【主な論点】

- ・ 再分配機能を回復するために基礎控除を税額控除化するのであれば、扶養控除その他の人的控除についても同様の検討が必要となるのではないか。

選択肢C・・・「夫婦世帯」を対象とする新たな控除の導入と子育て支援の拡充



- 配偶者控除に代えて、「夫婦世帯」に対し、若い世代の結婚や子育てに配慮する観点から新たな控除を創設する。新たな控除は配偶者の収入にかかわらず適用されることとし、働き方の選択に対して中立的な税制とする。あわせて、子育て支援の拡充を行う。
- 「夫婦世帯」においても、働き方や所得水準などの状況は様々であることから、新たな控除を創設する場合には、税負担能力に応じた公平な負担を実現する観点から全般的な負担調整の検討が必要。  
 「夫婦世帯」、「単身世帯」を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、所得税・個人住民税の諸控除のあり方を全体として改革する中で実現する必要。

【主な論点】

- ・ 税負担能力への配慮や税負担の公平性の観点からは、高所得の「夫婦世帯」にまで新たな控除を適用する必要はないのではないか。（この場合、高所得の「専業主婦世帯」・「パート世帯」は負担増となる。）
- ・ 税制が結婚に対して中立的でなくなるため、その是非について十分な議論が必要なのではないか。
- ・ 「夫婦を形成せずに子育てを行っている世帯」に対する配慮についてどう考えるか。

4. 選択肢を踏まえた今後の検討について

- 上記のいずれの選択肢が望ましいかについては、家族のあり方や働き方に関する国民の価値観に深く関わることから、今後、幅広く丁寧な国民的議論が必要。今後の議論によってさらに新たな選択肢が提案されることも考えられる。
- 今回の見直しは、これからの社会によりふさわしい負担構造を構築するとの観点から行うことを踏まえれば、改正全体としては税収中立あるいは財政中立を念頭に行っていく必要。
- なお、配偶者の働き方の選択に対しては、社会保険制度や企業の配偶者手当制度による世帯の手取りの逆転現象がより大きな影響を与えているため、こうした制度についても十分検討を進めることを強く求めたい。

(注1) 社会保険制度では、配偶者の給与収入が130万円を超えると、被保険者本人の被扶養配偶者からはずれることとなり、配偶者自身に社会保険料負担が発生する。

(注2) 配偶者手当については、配偶者の収入が一定額以下（39%の企業が103万円以下、16%の企業が130万円以下）の場合に支給する企業が多い。

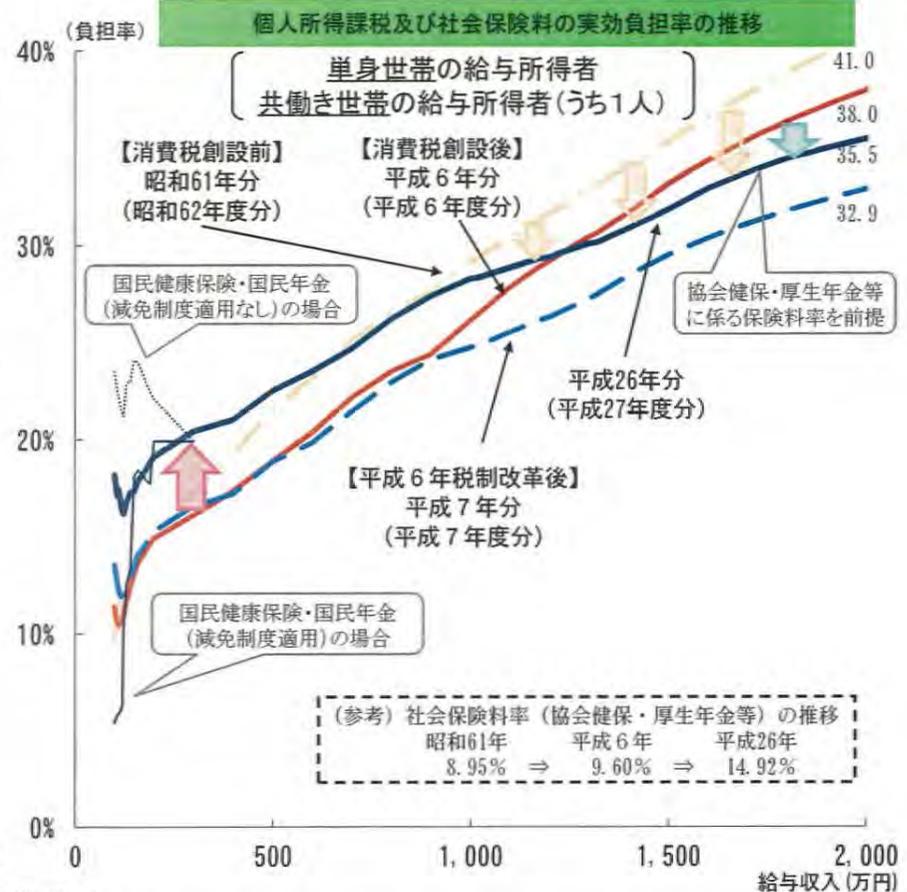
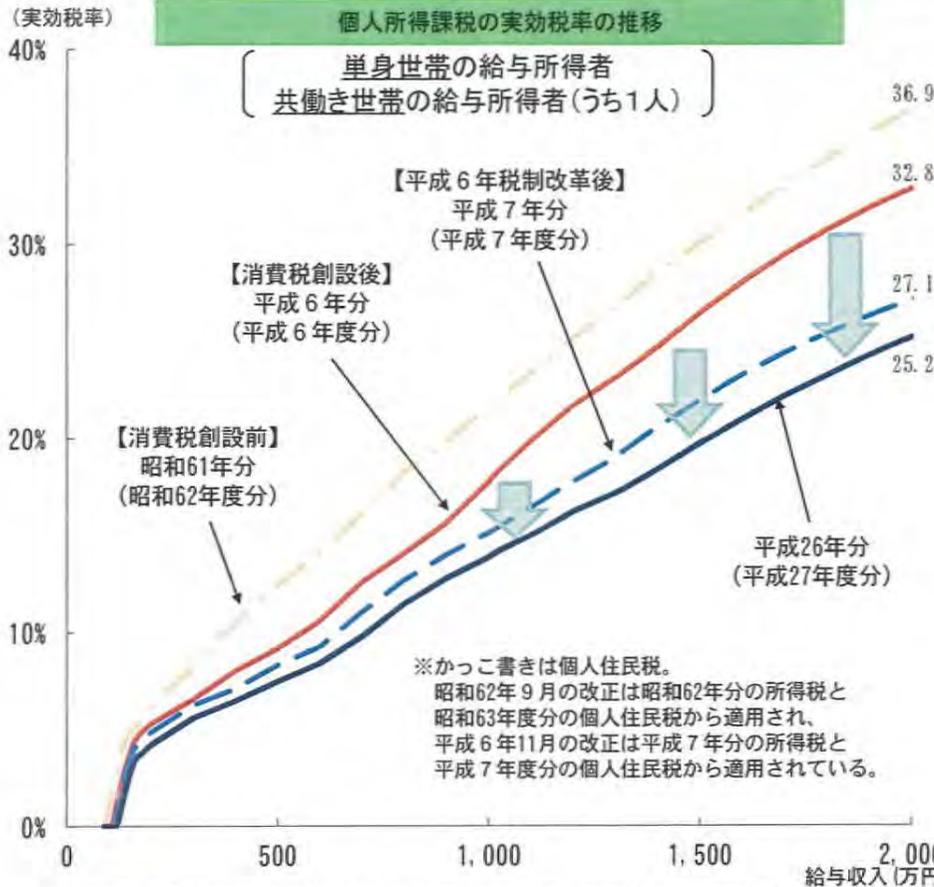
## 6. 個人所得課税及び社会保険料の 負担の状況

# 個人所得課税及び社会保険料の負担の推移

単身  
共働き(うち1人)

- 昭和62・63年の消費税の創設(平成元年)を含む抜本的税制改革において、個人所得課税の負担軽減を実施した結果、平成元年以降、全ての所得階層で実効税率が大幅に低下。
- 平成6年秋の税制改革において、所得分布の状況が諸外国に比してはるかに平準化しているとの認識の下、収入が勤務年数に応じて増加することに伴う税負担の累増感を緩和することを目的として、平成7年分以降の個人所得課税について、税率構造の累進緩和等を進めたこと等により、中堅所得層以上の負担が大幅に軽減。

- このような個人所得課税の見直しや社会保障給付の増大に伴う社会保険料負担の増加により、平成6年分から平成26年分にかけて、社会保険料負担を含めた実効負担率は、低所得層において大幅に増加する一方、高所得層において低下。
- 抜本的税制改革以来の四半世紀間をみると、低所得層における負担の増加と中堅所得層以上の負担減が生じている。



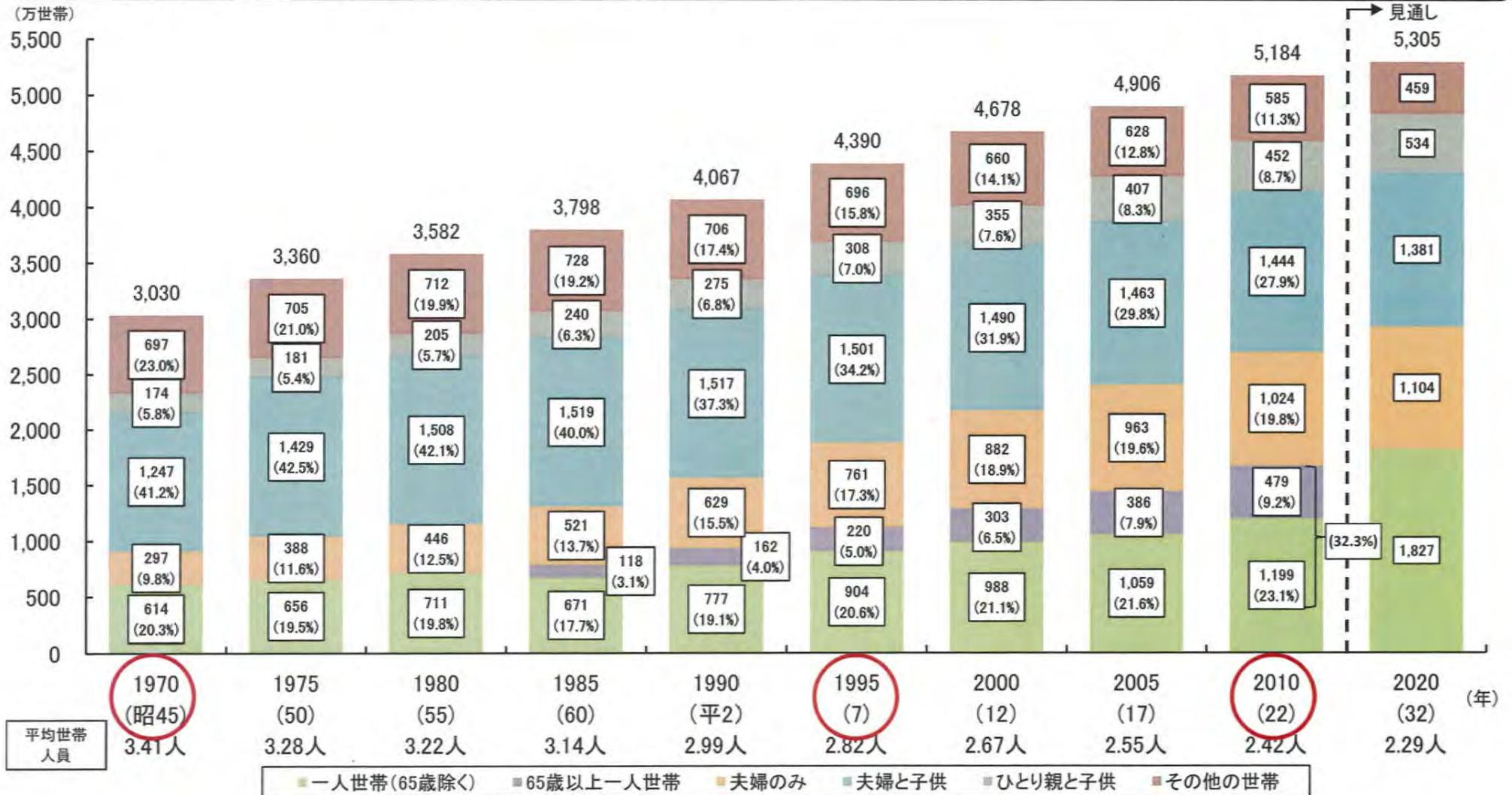
(注) 1. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。  
2. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年は全国平均料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。

# 家族類型別世帯数の推移

7月17日説明資料

○ 1985年までは、「夫婦と子供のみ世帯」が4割を超えていたが、その後減少し、「一人世帯」「夫婦のみの世帯」の割合が増加している。

- ・ 夫婦と子供のみ世帯【1970年→2010年】: 41.2%→27.9% (▲13.3%ポイント)
- ・ 一人世帯 【1970年→2010年】: 20.3%→32.3% (+12.0%ポイント)
- ・ 夫婦のみの世帯 【1970年→2010年】: 9.8%→19.8% (+10.0%ポイント)



(備考)・世帯数は一般世帯の数値。数値は四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

・一人世帯とは、上記の調査・推計における単独世帯を指す。1970年～1980年、2020年の一人世帯は65歳以上一人世帯も含む。

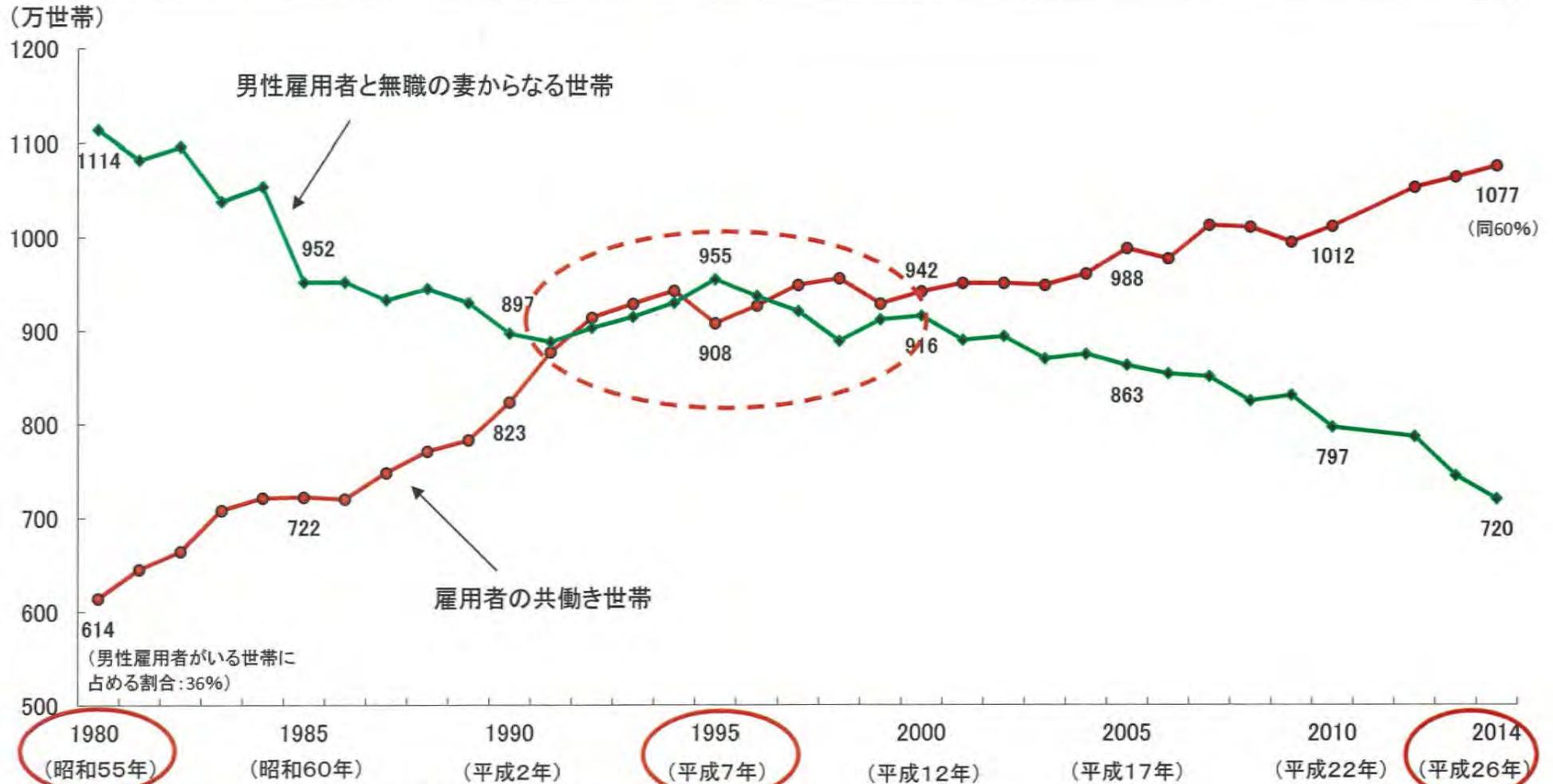
(出所) 2010(平成22)年以前：総務省「国勢調査報告」

2020(平成32)年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来集計(平成25年1月推計)」中位推計

# 共働き等世帯数の推移

7月17日説明資料

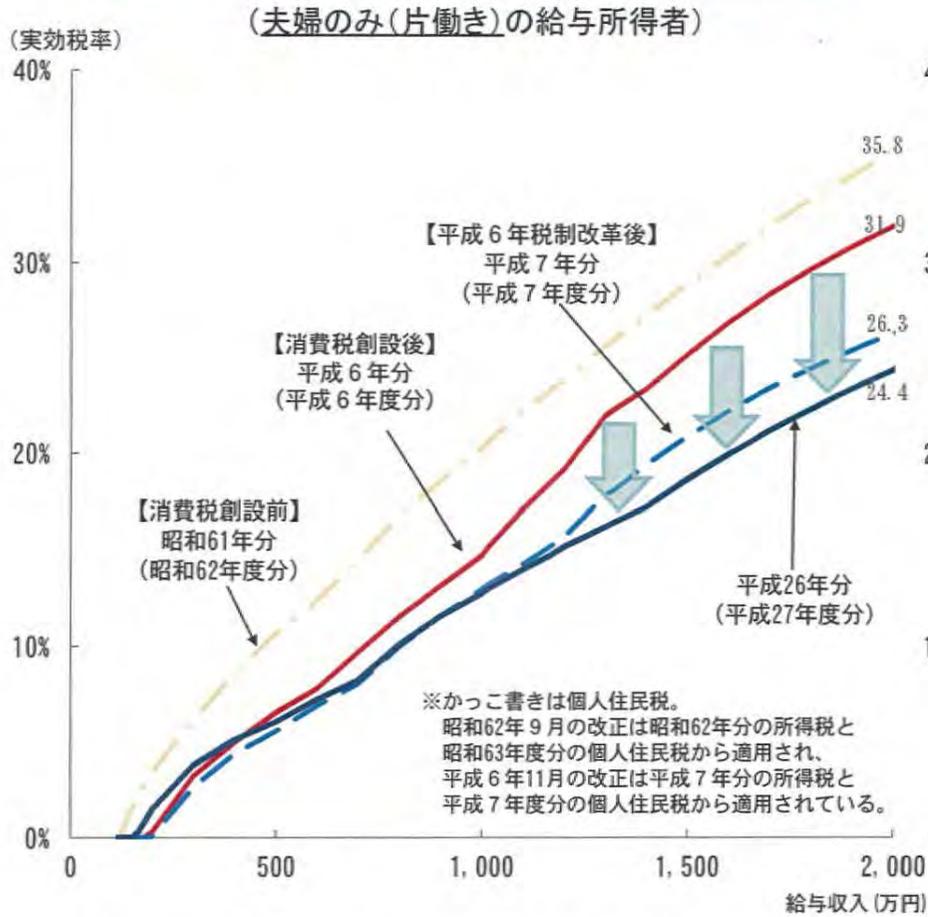
○共働き世帯は年々増加。男性雇用者がいる世帯に占める共働き世帯の割合は、1980年には36%であったが、1990年代に入ると、専業主婦世帯数と共働き世帯数が拮抗し、1997年以降は専業主婦世帯数を逆転した。2000年代に入ると、この傾向は更に鮮明となり、2014年には60%にまで上昇。



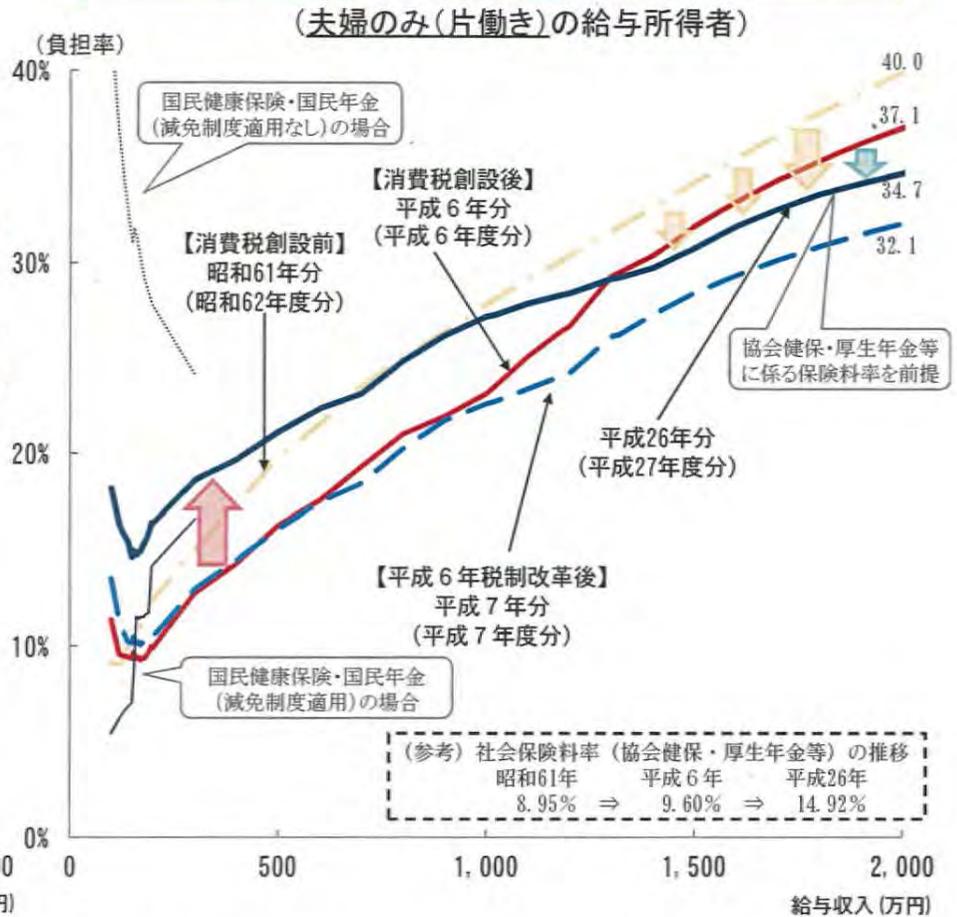
- (備考) 1. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦ともに雇用者の世帯。  
 2. 「男性雇用者と無職の妻からなる世帯」とは、夫が雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 就業者から農林業及び自営業者・家族従業者は除いた。  
 4. 2011年は東日本大震災の影響により集計していない期間があり、年次結果は公表されていない。

(出所)「労働力調査特別調査」「労働力調査」(総務省)より作成。

個人所得課税の実効税率の推移



個人所得課税及び社会保険料の実効負担率の推移



(注) 1. 平成7年(平成7年度)分は特別減税前の実効税率である。平成26年分は復興特別所得税を加味して計算している。  
 2. 社会保険料は各年1月に適用される被用者の全国健康保険協会管掌健康保険(平成26年分は全国平均保険料率)・介護保険・厚生年金保険・雇用保険に係る保険料率を用いて計算している。算出の前提として、給与所得者の収入が100万円以上である場合にはその者に協会健保・厚生年金等が適用されるものとしている。国民健康保険料は4方式かつ旧ただし書き方式採用の市町村の平均保険料を用いて計算している。